

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

琴浦町は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

琴浦町長

公表日

平成27年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番74、75
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課、子育て健康課
②所属長	町民生活課長、子育て健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]